

6. 屋外広告物許可期間について

許可期間が広告物の種類に応じて、2ヶ月から3年以内の範囲で定められています。この期間後も引き続き掲出する場合は、期間満了日の30日前までに、「屋外広告物許可期間更新申請書」などを提出し、許可を受けてください。

許可期間は、次のとおりです。

区 分	新 規	更 新
野立広告物(広告板・広告塔)で、鉄骨など、堅固な構造でできたもの	3年以内 (1, 2, 3年で任意)	2年以内 (1, 2年で任意)
堅固な建築物(木造以外)を利用する屋上広告物及び、突出広告物で、鉄骨など堅固な構造でできたもの		
堅固な建築物を利用する壁面広告物		
張り紙、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網、その他、これに類するもの	2ヶ月以内	2ヶ月以内
その他の広告物	1年以内	1年以内